江戸川区内に生息する飼い主のいない猫に対して、江戸川区としての取り組みを 求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第125号 受理年月日 平成23年 2月10日

付託年月日 平成23年 2月18日

陳 情 要 旨 20年以上前から、葛西・新田地区では人により遺棄されたり、引越 しで置き去りにされたりした猫が野良猫となり、適正に飼育・管理されないまま繁 殖しています。警察をも交えた地域住民間の諍いや猫虐待事件などが日常的に見ら れるにも関わらず、行政も住民もこれを「猫」という動物の問題であるとして、こ れまでの長い間、効果的な対策が講じられずに問題が置き去りにされてきました。

人により捨てられた猫が、人により餌を与えられ野良猫として生きながらえ、繁殖した猫達がその糞尿により地域の住民に厭われ、人により餌も禁止され餓死したり、人により足や指を切断されたり、人に蹴られるなど虐待される猫も多くいます。また、生まれた子猫は再び人により公園に捨てられたり、川に流されたり、愛護センターに持ち込まれ殺処分されたりしています。これは「猫問題」といいながらも、人の行動の無責任さや無策による怠慢が引き起こしている恥ずべき事態です。

平成21年度東京都動物愛護センター事業概要の区市町村別取扱状況によると、 江戸川区から持ち込まれる殺処分になる犬・猫の数は都内で3番目に多く、住民の 犬・猫の飼育に対する知識・モラルの低さや行政側の対策が遅れていることは明ら かです。(添付資料1参照)

2010年8月、添付地図上の東葛西5丁目の限られた狭い範囲に生息する飼い 主のいない猫の数は確認できただけで約41匹でした。(添付資料2参照)

飼い主のいない猫対策には、動物愛護法に則した方法で、繁殖を制限する必要があると認められたエリアでは去勢・不妊手術を行い、穏やかに路上の生息数をコントロールしていく必要があり、ひいてはそれが犬・猫の殺処分の減少にもつながります。行政、町会・自治会、猫のボランティア、地域住民が協働し、人と動物が住みやすい江戸川区を目指す後押しをお願いすべく、以下の項目を陳情します。

記

- 1 区、町会・自治会、ボランティア、有識者による飼い主のいない猫対策検討会を設置すること。
- 2 町会・自治会に動物担当係を設置し、区、地元警察、東京都動物愛護センター と連絡・連携し、地域の活動の定期的な報告および情報交換を行うこと。

(裏面に続く)

また、区の指導のもと、適正な飼育方法や動物遺棄防止などを定期的に住民に呼びかけたり、飼育動物に関する一次的な相談を受けたりすることができる窓口を用意すること。

- 3 区認定の登録ボランティア制度を構築すること。
- 4 飼い主のいない猫に対する去勢・不妊手術費用の助成制度を充実させること。
- 5 これまで続いた「餌やり禁止」「エサを置かないでください」の広報を中止し、 人通りの多い道に江戸川区の掲示板を増やして、地域住民を啓蒙する広報を作 成し掲示すること。